

# 資料編



# 笠置町地域防災計画（資料編） 目次

資料－1	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例	1
資料－2	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則	4
資料－3	京都府災害救援専門ボランティア登録制度要綱	7
資料－4	被害程度の認定基準	9
資料－5	災害救助法による救助の内容等	12
資料－6	木津川浸水想定区域図	15
資料－7	重要水防区域図	15
資料－8	水防活動実施報告書	16
資料－9	土砂災害警戒区域位置図（洪水・土砂災害ハザードマップ）	17
資料－10	災害時協定先一覧	18
様式－1	災害情報	19
様式－2	被害概況即報	20
様式－3	被害状況報告	21
様式－4	緊急通行車両確認申請書	23
様式－5	緊急通行車両確認申請受理簿	24
様式－6	標章	25
様式－7	緊急通行車両確認証明書	26
様式－8	緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済書	27
様式－9	災害対策本部の腕章及び標識	28
様式－10	笠置町防災行政無線広報依頼書	29
様式－11	道路標識に関する命令の定める様式	30
様式－12	緊急消防援助隊	31
様式－13	り災証明書	32



## 資料－１ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例

### 笠置町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例

〔 昭和 49 年 4 月 1 日 〕  
〔 条 例 第 8 号 〕

改正 平成 3 年 3 月 15 日条例第 2 号  
平成 7 年 3 月 25 日条例第 5 号

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

#### 第 2 章 災害弔慰金の支給

##### (災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

##### (災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては300万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に4章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第9条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第8条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第8条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の貸付け)

第10条 災害援護資金の一災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - イ) 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
  - ロ) 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円
  - ハ) 住居が半壊した場合 270万円
  - ニ) 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
  - ロ) 住居が半壊した場合 170万円
  - ハ) 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250万円

ニ) 住居の全体が滅失若しくは流失した場合

150 万円

- (3) 第 1 号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(利率)

第 11 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 12 条 災害援護資金は、年賦償還（又は半年賦償還）とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 11 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

#### 第 4 章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第 13 条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その病状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 14 条 障害者 1 人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(規則への委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年条例第 5 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料－２ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則

### 笠置町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則

〔 昭和 49 年 4 月 1 日 〕  
規 則 第 26 号

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和 49 年条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 章 災害弔慰金の支給

##### (支給の手続き)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

##### (必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

#### 第 3 章 災害援護資金の貸付け

##### (借入れの申込)

第 4 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込書」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第 1 号）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第5条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第6条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別紙様式第2号)を借入申込書に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(別紙様式第3号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第7条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書(別紙様式第4号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第8条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

第9条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第10条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別紙様式第5号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第11条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第6号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(別紙様式第7号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別紙様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。(違約金の支払免除)

第12条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別紙様式第9号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、延滞利子の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(別紙様式第10号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認書(別紙様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第13条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第12号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったこと

を証する書類

- 3 町長は、償還の免除認める旨を決定したときは、償還免除承認書（別紙様式第13号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認書（別紙様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第14条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第15条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、すみやかに、その旨を町長に氏名等変更届（別紙様式第15号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第16条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

(4) 保証人となるべき者に関する事項

償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第6号）を、町長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

### 資料－3 京都府災害救援専門ボランティア登録制度要綱

#### (趣旨)

第1 この要綱は、京都府の区域内又は区域外において大規模な災害等が発生し、応急対策の実施に必要な体制の確保が困難な場合において、専門的な知識及び技術を有する府民の協力を得て、迅速かつ的確な応急対策を講ずることを目的として設置する京都府災害救援専門ボランティア登録制度の運用について必要な事項を定める。

#### (定義)

第2 この要綱において「専門ボランティア」とは、震災等の大規模な災害等の発生時において、専門的な知識及び技術を必要とする災害救援活動に当たるボランティアをいう。

2 この要綱における「所属団体」とは、それぞれの専門ボランティアが所属する団体をいう。

#### (活動の種類及び資格・要件)

第3 専門ボランティアが従事する災害救援活動の種類及び当該活動に必要な資格・要件は、別表に定めるとおりとする。

#### (登録等)

第4 専門ボランティアとして登録しようとする者は、京都府災害救援専門ボランティア登録申込書（第1号様式）を各所属団体を通じて、知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の申込書を提出した者を専門ボランティアとして登録し、京都府災害救援専門ボランティア登録証（第2号様式）を交付する。

3 前項に定める登録証を紛失したとき、登録事項に変更のあったとき、又は専門ボランティアの登録を取り消す必要が生じたときは、所定の様式により、所属団体を通じ知事に届け出なければならない。

#### (出動・要請等)

第5 知事は、大規模な災害等が発生した場合には、原則として、被災市町村の長からの要請に基づき、所属団体を通じ専門ボランティアの出動を要請する。

2 知事は専門ボランティアの登録状況その他必要な情報をあらかじめ市町村長に提供する。

#### (活動の基本)

第6 被災現地に出勤した専門ボランティア（以下「出勤ボランティアという。」）は、京都府又は要請市町村の災害対策本部の指揮の下に入り、関係職員等の指示により災害救援活動に当たることを基本とする。

2 出勤ボランティアは緊急事態の中で関係職員等の指示を待ついとまがないと認めるときは自己の判断により必要な災害救援活動に当たるものとする。

#### (出勤経費の負担)

第7 専門ボランティアの災害救援活動に必要な食糧、宿泊場所及び交通（燃料を含む）については原則として、派遣要請した市町村が確保するものとする。

2 被災現地までの交通手段は府が準備する。ただし、府が指定した集合場所までの交通費等については出勤ボランティア各自の負担とする。

#### (活動に対する報酬及び費用弁償)

第8 出動ボランティアは、その活動に対して報酬を請求することはできない。

2 出動ボランティアの活動用資機材に係る損料その他第7に定めるもの以外の費用については、原則として弁償しない。

(活動中の事故等に対する補償等)

第9 出動ボランティアは災害救援活動従事中に事故等が発生した場合に必要な最低限の補償が得られるよう、ボランティア保険に加入するものとする。

2 ボランティア保険加入に必要な経費は、京都府が負担する。

(研修及び訓練)

第10 知事は登録された専門ボランティアに対する必要な研修及び訓練の実施並びに関係情報の提供に努めるものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成8年12月3日から施行する。

#### 別表

災害救援活動の種類	必要な資格・要件
外国語通訳	外国語通訳に知識経験を有する者
輸送	トラック、バス、船舶の運（航）行免許保有者
救助・救援	警察官OB
医療・助産	保健師、看護師、准看護師、助産師
通信	アマチュア無線技士
建物判定	京都府地震被災建築物応急危険度判定士
障害物除去	重機等操作免許保有者
家畜防疫・ペット保護	獣医師
栄養管理指導	栄養士、管理栄養士
食品衛生	食品衛生指導員

## 資料－４ 被害程度の認定基準

### ○ 被害の認定基準(1/3)

区分		記入内容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者 「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位。
	全壊 (全焼) (全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	大規模半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」として取り扱う。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上50%未満のもの、又は損害割合（経済的被害）が20%以上40%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害	「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	

○ 被害の認定基準(2/3)

区分		記入内容	
そ の 他 の 被 害	田畑の被害	流失 埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流失、埋没及び冠水		田の例に準じる。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋りょう		「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。 「橋りょう流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋りょうが損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護を必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	港湾		「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繫留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律29号）第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	損害船舶		「損害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。
	電話		「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気		「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道		「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス		「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀		「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

○ 被害の認定基準(3/3)

		報告基準
り 災 者	り 災 世 帯	「り災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震による被害の場合のみ報告する。
公 立 文 教 施 設		「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
農 林 水 産 業 施 設		「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び道路、港湾、漁港及び下水道とする。
そ の 他 公 共 施 設		「その他公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜、畜産等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、たとえばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、たとえば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう、
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料－５ 災害救助法による救助の内容等

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

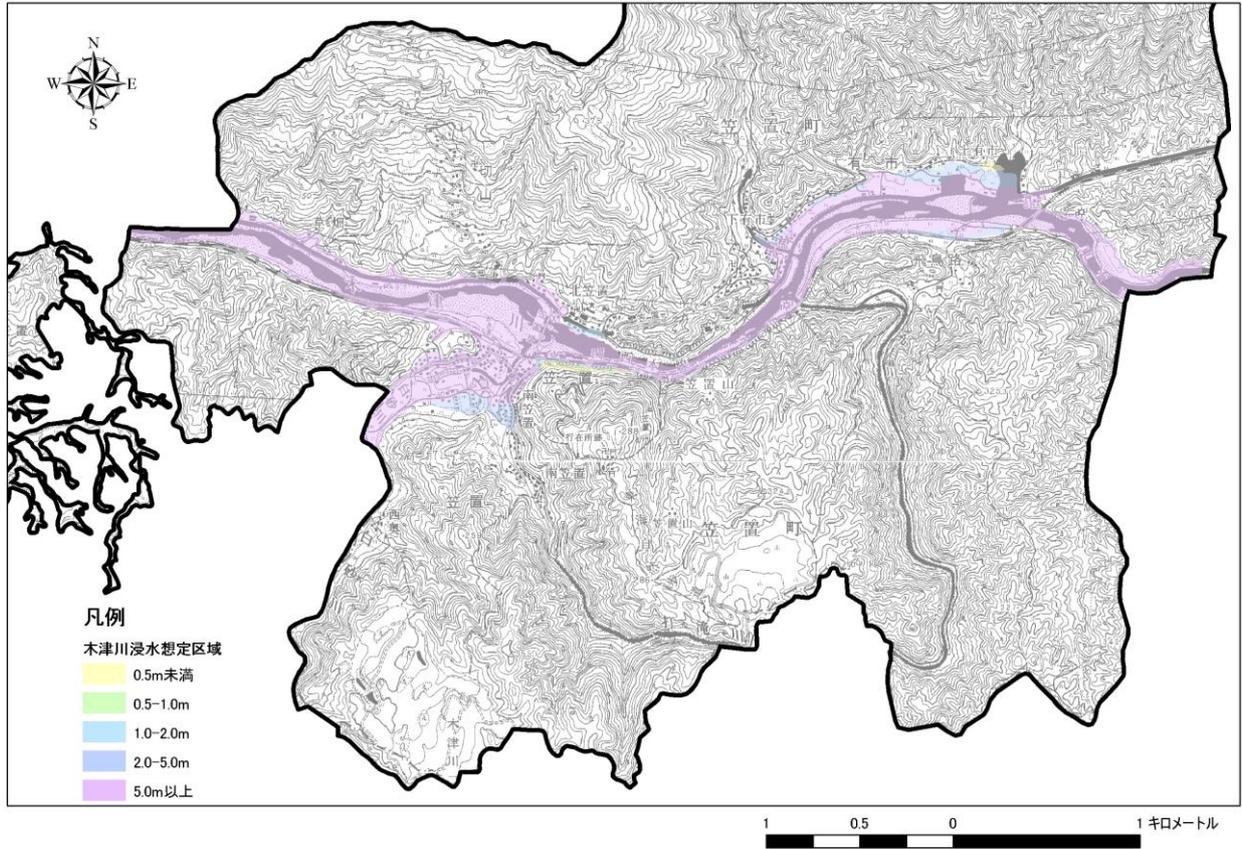
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																											
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 310円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																																											
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当り平均29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額1戸当り2,530,000円以内 3 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当り29.7㎡2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																																											
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり1,040円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																																											
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																											
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流出</td> <td>夏</td> <td>17,800</td> <td>22,900</td> <td>33,700</td> <td>40,400</td> <td>51,200</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>29,400</td> <td>38,100</td> <td>53,100</td> <td>62,100</td> <td>78,100</td> <td>10,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,800</td> <td>7,800</td> <td>11,700</td> <td>14,200</td> <td>18,000</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,400</td> <td>12,300</td> <td>17,400</td> <td>20,600</td> <td>26,100</td> <td>3,400</td> </tr> </tbody> </table>						区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流出	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500	冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700	半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500	冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400		
		区分				1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																				
		全壊 全焼 流出			夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500																																				
					冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700																																				
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500																																								
	冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400																																								

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わねければ居住することが困難である程度に住宅が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り547,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当り次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12才未満) 164,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

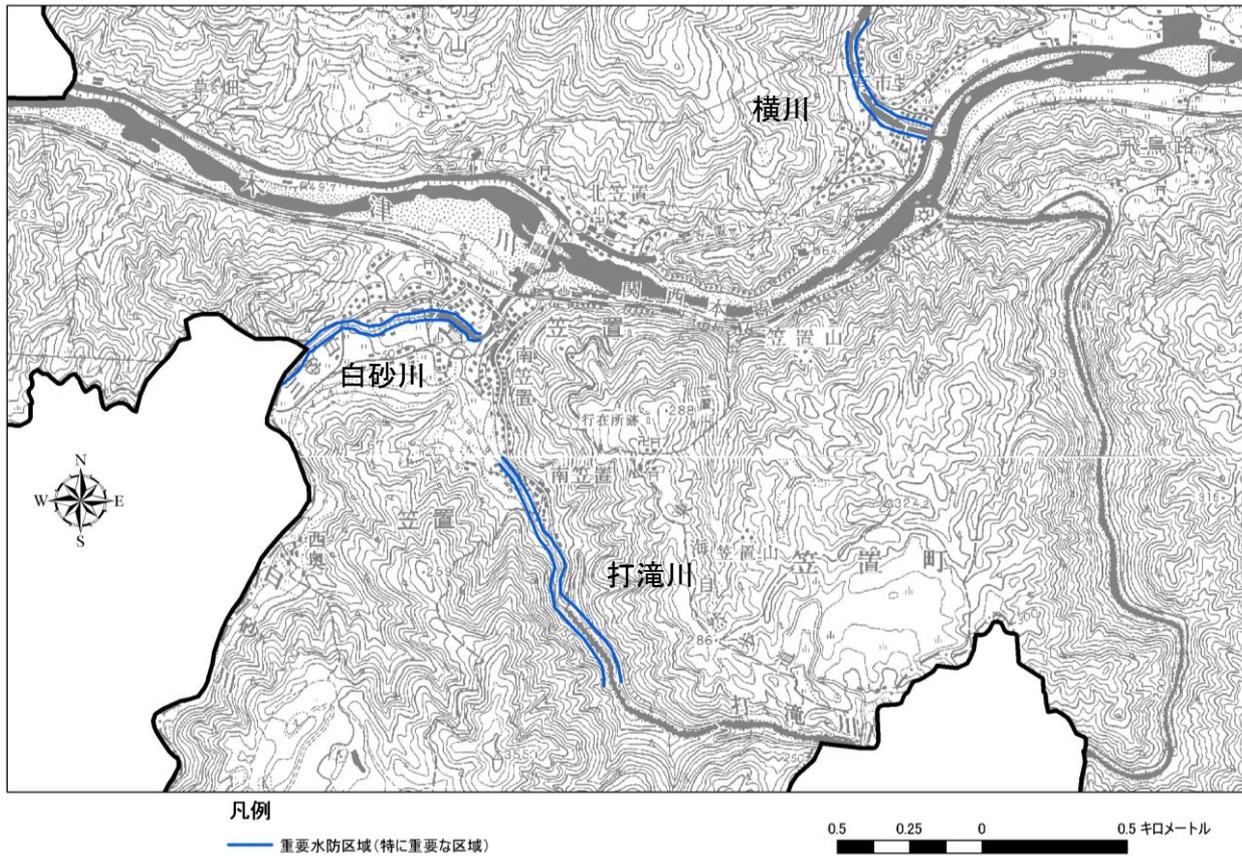
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	(洗浄・消毒等) 1体当たり3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,200円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実績を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料－6 木津川浸水想定区域図



資料－7 重要水防区域図



資料－8 水防活動実施報告書

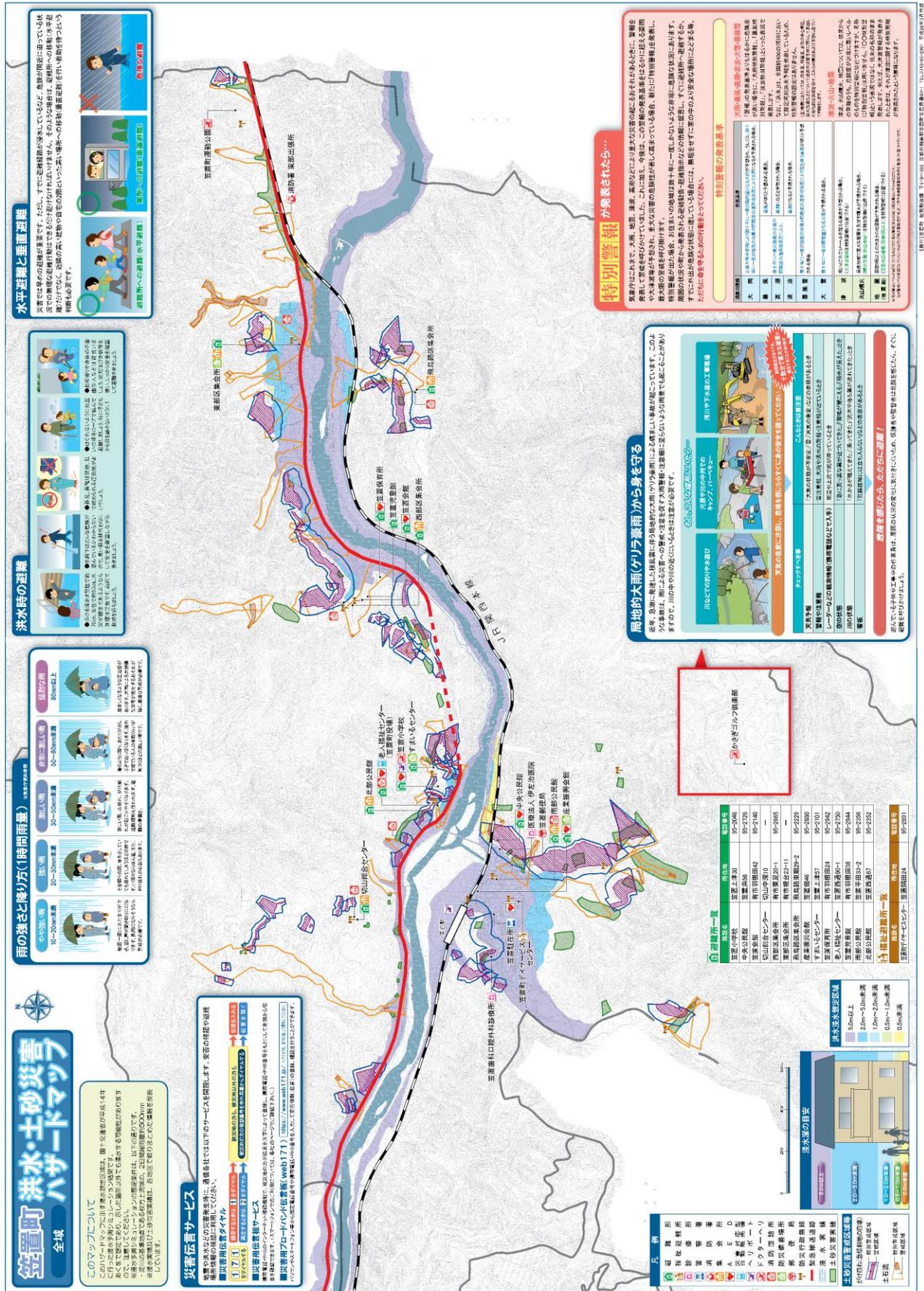
水 防 活 動 実 施 報 告 書

水防管理団体名  
平成 年 月 日

実施日時	平成 年 月 日 - 平成 年 月 日まで										
出水状況	河川名	川	最高水位	m cm (警戒水位)			m	cm	雨量	mm	
災害原因		河川種別	左岸	1級	実 施 箇所数		水防活動 延 人 数	人	水防団員(消防団員)		その他
			右岸	2級 準用 普通					人	人	
河川名	水防実施箇所	水防 工法	水防 実施 延長	水 防 使 用 資 材						計	備 考
				品 目	単 位	主 要 資 材			そ の 他 資 材		
		数量	単価			金額	数量	単価	金額		
	府 市 町  地 先 郡 区										
					計						
主要資材		俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、じゃかご及び置石									
水 防 活 動 費											
使用資材費			機械等借料		食糧費		出勤手当等		その他		計
主要資材費	その他資材費	小 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円
備 考 (水防状況等)											

(注) 水防活動を実施した河川ごとに作成すること

資料-9 土砂災害警戒区域位置図（洪水・土砂災害ハザードマップ）



### 水平避難と垂直避難

災害発生時の避難が重要ですが、すでに避難場所が埋まっている状況で避難が困難な場合は、水平避難（避難場所へ移動）と垂直避難（避難場所へ移動）の両方を行う必要があります。

- 避難場所への避難（水平避難）
- 避難場所への避難（垂直避難）

### 洪水時の避難

洪水発生時の避難方法について、以下の通りです。

- 避難場所へ避難する場合は、避難場所の指定された場所へ避難してください。
- 避難場所が埋まっている場合は、避難場所へ避難することができません。この場合は、避難場所へ避難することができません。
- 避難場所が埋まっている場合は、避難場所へ避難することができません。この場合は、避難場所へ避難することができません。

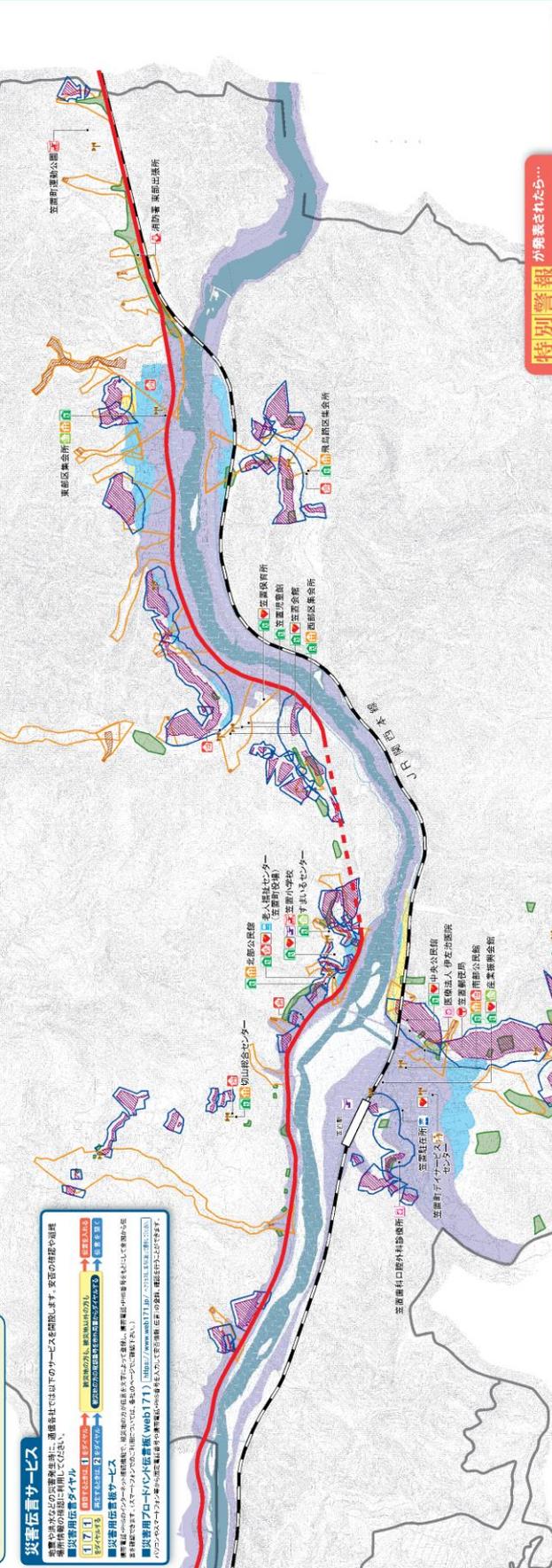
### 雨の強さと降り方(1時間雨量)

雨の強さ	降り方	避難方法
10~20mm未満	雨雲が近づいてきたら、避難場所へ避難してください。	避難場所へ避難してください。
20~30mm未満	雨雲が近づいてきたら、避難場所へ避難してください。	避難場所へ避難してください。
30~40mm未満	雨雲が近づいてきたら、避難場所へ避難してください。	避難場所へ避難してください。
40~50mm未満	雨雲が近づいてきたら、避難場所へ避難してください。	避難場所へ避難してください。
50mm以上	雨雲が近づいてきたら、避難場所へ避難してください。	避難場所へ避難してください。

### 災害伝言サービス

災害発生時の伝言サービスについて、以下の通りです。

- 災害発生時の伝言サービスは、災害発生時の伝言サービスです。
- 災害発生時の伝言サービスは、災害発生時の伝言サービスです。



### 特別警報が発表されたら...

特別警報が発表されたら、以下の通りです。

- 特別警報が発表されたら、避難場所へ避難してください。
- 特別警報が発表されたら、避難場所へ避難してください。

### 局地的大雨(ゲリラ豪雨)から身を守る

局地的大雨(ゲリラ豪雨)から身を守る方法について、以下の通りです。

- 局地的大雨(ゲリラ豪雨)から身を守る方法について、以下の通りです。
- 局地的大雨(ゲリラ豪雨)から身を守る方法について、以下の通りです。

### 避難場所一覧

施設名	所在地	電話番号
避難小中学校	宮田上津00	09-2306
避難小中学校	宮田上津01	09-2306
避難小中学校	宮田上津02	09-2306
避難小中学校	宮田上津03	09-2306
避難小中学校	宮田上津04	09-2306
避難小中学校	宮田上津05	09-2306
避難小中学校	宮田上津06	09-2306
避難小中学校	宮田上津07	09-2306
避難小中学校	宮田上津08	09-2306
避難小中学校	宮田上津09	09-2306
避難小中学校	宮田上津10	09-2306
避難小中学校	宮田上津11	09-2306
避難小中学校	宮田上津12	09-2306
避難小中学校	宮田上津13	09-2306
避難小中学校	宮田上津14	09-2306
避難小中学校	宮田上津15	09-2306
避難小中学校	宮田上津16	09-2306
避難小中学校	宮田上津17	09-2306
避難小中学校	宮田上津18	09-2306
避難小中学校	宮田上津19	09-2306
避難小中学校	宮田上津20	09-2306

### 洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップについて、以下の通りです。

- 洪水ハザードマップについて、以下の通りです。
- 洪水ハザードマップについて、以下の通りです。

資料-9 土砂災害警戒区域位置図（洪水・土砂災害ハザードマップ）

## 資料－10 災害時協定先一覧

No	協定名	協定締結先	主な協定内容	締結年月日	備考
1	災害対策法に基づく放送要請に関する協定	日本放送協会京都放送局	災害対策法に基づく放送要請	昭和41年5月10日	京都府が締結
2	緊急警報放送の要請に関する覚書	日本放送協会京都放送局	緊急警報放送の要請	昭和61年2月1日	京都府が締結
3	災害対策法に基づく放送要請に関する協定	株式会社エフエム京都	災害対策法に基づく放送要請	平成4年4月22日	京都府が締結
4	災害時等における医療救護活動についての協定	相楽郡医師会	災害時及び事故などにおける医療救護活動	平成8年11月12日	笠置町・和束町・精華町・南山城村
5	京都府広域消防相互応援協定	府内全市町村、消防組合	消防の相互応援	平成18年4月1日	
6	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時の物資供給	平成24年3月12日	



様式－２ 被害概況即報

災害名 \_\_\_\_\_ (第 \_\_\_\_\_ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	笠置町
報告者名	
電話番号	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

様式－3 被害状況報告

災害名： \_\_\_\_\_

第 報	月 日 時現在		受信時刻		月 日 時		発信者	受信者
項目	市 町 村 名		笠 置 町					
	発 生 年 月 日		.	.	.	.	.	.
	単 位	符 号						
人的被害	死者		人	1				
	行方不明者		人	2				
	負傷者	重傷	人	3				
		軽傷	人	4				
住家被害	全壊(焼)		棟	5				
			世帯	6				
			人	7				
	半壊(焼)		棟	8				
			世帯	9				
			人	10				
	一部破損		棟	11				
			世帯	12				
			人	13				
	浸水	床上	棟	14				
			世帯	15				
			人	16				
		床下	棟	17				
			世帯	18				
			人	19				
	非住家	公共建物		棟	20			
		その他		棟	21			
	その他の被害	田	流失埋没	ha	22			
			冠水	ha	23			
畑		流失埋没	ha	24				
		冠水	ha	25				
文教施設		箇所	26					
病院		箇所	27					
その他の被害	道路	崩壊	箇所	29				
		その他	箇所	30				
	橋りょう		箇所	31				
	河川		箇所	32				
	港湾		箇所	33				
	砂防							
	崖くずれ		箇所	35				
	地すべり							
	土石流		箇所	37				
	林地崩壊							
	清掃施設		箇所	39				
	鉄道不通		箇所	40				
	被害船舶		隻	41				
	水道		戸	42				
	電話		回線	43				
	電気		戸	44				
ガス		戸	45					
ブロック塀等		箇所	46					
ビニールハウス等		棟	47					
農道		箇所	48					
農林水産業施設		箇所	49					
畦畔崩壊		箇所	50					
農作物( )		ha	51					
り災世帯数(全・半壊+床上浸水)		世帯	52					
り災者数(全・半壊+床上浸水)		人	53					

災害名： \_\_\_\_\_

項 目	市町村名		笠 置 町					
	発生年月日		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	単 位	符 号						
公立文教施設	千円	a						
農林水産業施設	千円	b						
公共土木施設	千円	c						
その他の公共施設	千円	d						
小 計	千円	e						
そ の 他	公共施設被害	団体	f					
	市 町 村 数							
	農 産 被 害	千円	g					
	林 産 被 害	千円	h					
	畜 産 被 害	千円	i					
	水 産 被 害	千円	j					
	商 工 被 害	千円	k					
	林 地 被 害	千円	l					
		千円						
		千円						
そ の 他	千円	m						
小 計	千円	n						
被 害 総 額								
災害対策 本 部	設 置	年月日	p	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	解 散	年月日	q	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
災害警戒 本 部	設 置	年月日	r	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	解 散	年月日	s	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
消防職員出動延人数	人	t						
消防団員出動延人数	人	u						
市町村職員出動延人数	人	v						
その他出動延人数	人	w						
出動延人数合計	人	x						

様式－４ 緊急通行車両確認申請書

災 害 応急対策用 地震防災 <p style="text-align: center;">緊急通行車両等確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 京都府公安委員会 殿 <p style="text-align: right;">申請者 住所 電話 氏名</p>	
事前届出の有無	有 (届出済証番号 ) 無
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他 名称
番号標に表示されている番号	
災害・地震防災応急対策の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
使 用 者	住所
	電話
	氏名
通行(輸送)日時	
通行(輸送)経路	出 発 地
	目 的 地
注 1 届出済証の交付を受けている車両については、この確認申請書を2通作成し、当該届出済証を添付の上、最寄りの警察本部(交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出してください。 2 届出済証の交付を受けていない車両については、この確認申請書を2通作成し、それぞれに、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等)の写しを添付の上、最寄りの警察本部(交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出してください。	



様式－6 標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射確度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式－7 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
京都府公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
運 行 日 時			
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式 8 緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済書

記号及び受理番号 災 害 応急対策用 地震防災	京 事前第 号	年 月 日	京 事前第 号	受理年月日	年 月 日
緊急通行車両等事前届出書 京都府公安委員会 殿	緊急通行車両等事前届出済証	京都府公安委員会 印	緊急通行車両等事前届出書 京都府公安委員会 印	緊急通行車両等事前届出書 京都府公安委員会 印	緊急通行車両等事前届出書 京都府公安委員会 印
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体 (執行機関を含む。)	4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他	名称	住所	電話番号
番号欄に表示されている番号	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保険衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防衛、拡大の防止				
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	住所	氏名	電話番号		
出 発 地	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	有	その他 ( )	無	
京都府外での災害応急対策に関する活動計画の有無及びその活動地域	注 この届出書は、2通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写しを、指定行政機関等が保有する車両以外の車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。				

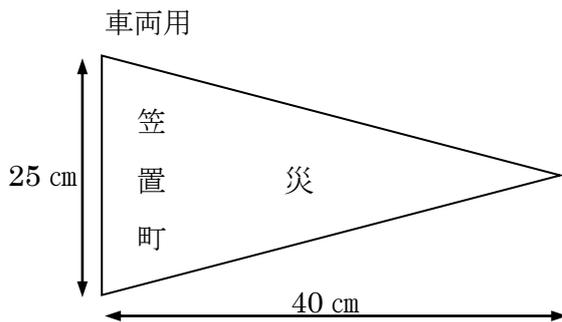
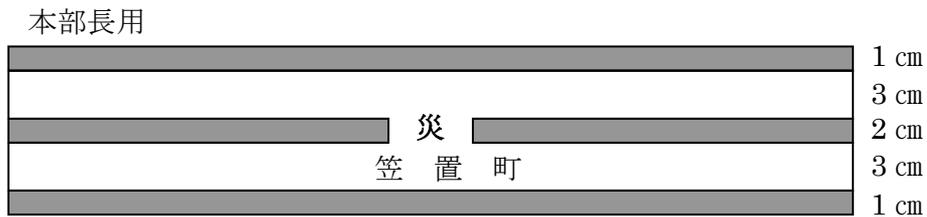
左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年 月 日

京都府公安委員会 印

注 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部 (交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続きを受けてください。  
 2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。  
 3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。  
 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。  
 (2) 廃車となったとき。  
 (3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。

様式－9 災害対策本部の腕章及び標識



腕章及び標識の規格は次のとおりとする。

- ①地質：布
- ②地色：白色
- ③塗色部分及び文字：赤色

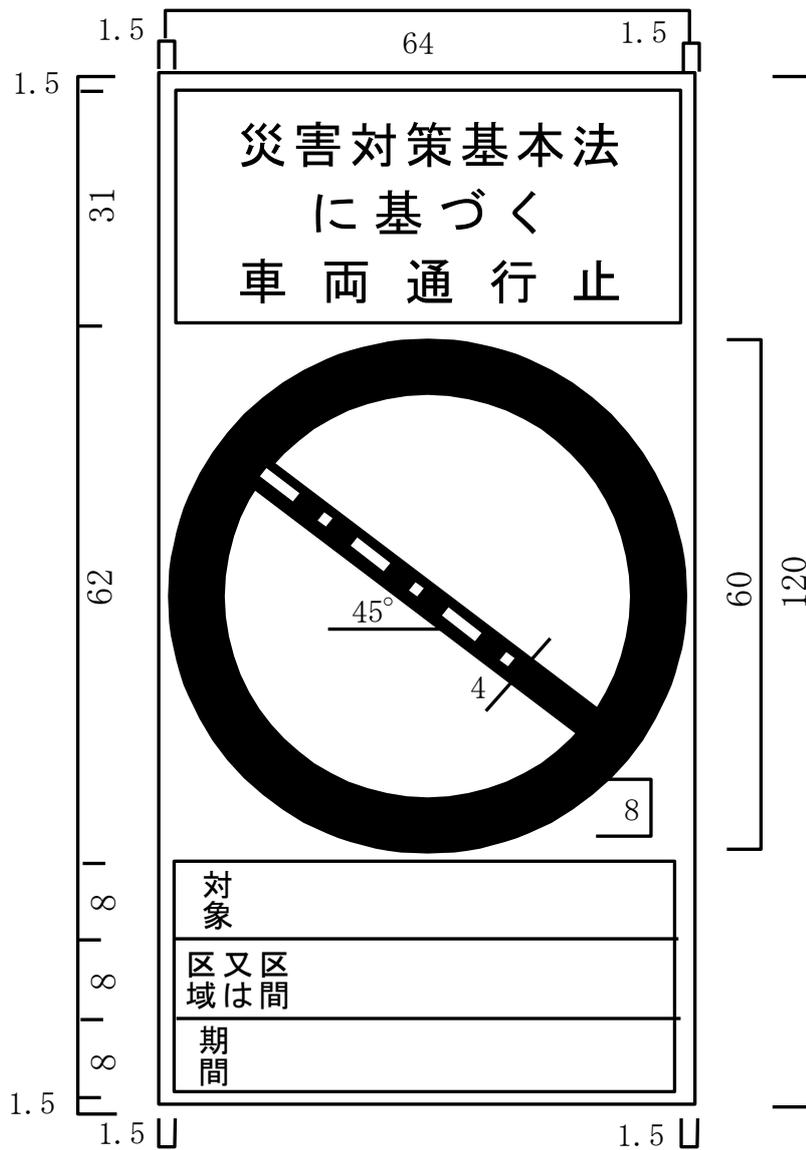
様式－10 笠置町防災行政無線広報依頼書

広報依頼書（一般・緊急・臨時）							
件名			課名			起案者	
広報文	.....						
	.....						
	.....						
回数 及び 時間	定時用		臨時用		緊急用		放送担当
	月 日		1回目 月 日	2回目 月 日	月 日		
	時 分		時 分	時 分	時 分		
広報 地域 (○で 囲む)	全 町 一 斉	郡 放送区域		郡 放送区分			
		東 部 飛鳥路 西 部 北 部 南 部 切 山		議 員 職 員 区 長 消防団			

○移動局から基地局を呼び出す場合の例

呼出	回数	応答
「ぼうさい かさぎ」	3回以下	
「こちらは」	1回	
「ぼうさい かさぎ」	3回以下	
「どうぞ」	1回	
	3回以下	「ぼうさい かさぎ」
	1回	「こちらは」
	3回以下	「ぼうさい かさぎ」
	1回	「どうぞ」
用件を話す	簡潔明瞭に	用件を話す
	1回	了解

様式-11 道路標識に関する命令の定める様式



備考)

- 1 色彩は、文字・縁線・区分線を青色、斜めの帯・枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線・区分線の太さは1cmとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は2分の1まで縮小することができる。

様式－12 緊急消防援助隊

第	報
平成	年 月 日

**緊急消防援助隊応援要請連絡票(府用)**

京 都 府 知 事 様

笠 置 町 長

下記のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊に○をする)	部 隊 種 別 ・ 隊 数				
	救 助 部 隊		特 殊 災 害 部 隊	遠距離送水大量送水隊	
	救 急 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	消 火 部 隊			密閉空間火災等事故対応隊	
	航 空 部 隊			消 防 活 動 二 輪 隊	
	水 上 部 隊			震 災 対 応 特 殊 車 両 隊	
	特 に 指 定 な し			水 難 救 助 隊	
				毒 劇 物 等 対 応 隊	
		その他の部隊			
その他の情報 (必要資機材、 装備等)					
要 請 者	区 分	担当課	職	氏 名	電話・FAX番号
	笠置町				TEL - - FAX - -

